

日中・太平洋戦争期の日本経済と 中小企業制度金融

菊 池 道 男

〈目 次〉 序——問題の所在

- 第 I 章 日中・太平洋戦争期の日本経済と中小企業再編成問題
 - 1 日中・太平洋戦争と日本経済の軍事経済化
 - 2 中小企業の再編成問題
- 第 II 章 工業組合の統制機関化と制度金融
 - 1 下請・工業組合の統制強化と制度金融
 - 2 工業組合の統制機関化と制度金融
- 第 III 章 大蔵省預金部における中小企業特別制度金融
 - 1 時局匡救対策と中小企業特別制度金融
 - 2 戦時産業対策と中小企業特別制度金融
- 結 語

序——問題の所在

1929年の世界恐慌を契機とする世界経済のブロック的解体と対立の激化は、第二次大戦の勃発として帰結したのであったが、アジア。太平洋においては、日本のいわゆる15年戦争として満州侵攻にはじまり、華北分離工作、日中全面戦争、そしてさらには太平洋戦争の勃発へといたこととなった。

この間の、とりわけ日中戦争および太平洋戦争下の日本経済は、いわゆる「國家総力戦体制」の方針のもとに戦時統制経済化が強力に推進されることとなつた。しかし重化学工業を中心とする軍需生産の拡大は、同時に他方の中小企業にとっては、事業の転廃業、整理・合同、労務転換など中小企業の再編成を迫るものにほかならなかつた。

こうした中小企業の再編成問題に対して政府は、基本的には組合制度(協同事業、統制事業)の活用をもってあたることとし、資金融資、金融助成の制度的整備がはかられ、実施に移される一方、大蔵省も、また同様に応急的・緊急的に資金融資、金融助成を決定しこれを実施することとなつた。この場合、この資金融資・金融助成は、当然、軍需関連企業が優先され、他の中小商工業に対しては容易にいきわたるものでなかつた。

ここでは、以上のような日中・太平洋両戦争下における中小企業の再編成問題に対応した政府・大蔵省預金部を中心とした制度金融とその歴史的役割について検討を加えたい。このことが本稿の課題である。

第Ⅰ章　日中・太平洋戦争期の日本経済と 中小企業再編成問題

1　日中・太平洋戦争と日本経済の軍事経済化

1930年代の世界経済のブロック的解体の進行は、各ブロック間の通貨・為替における経済戦争を激化させたが、欧米では36年9月の「3国通貨協定」(英・

仏・米)をもってひとまずブロックの再編成がすすんだものの、帝国主義的利害の対立は結局、39年9月のナチス・ドイツのポーランドへの軍事的侵攻によって第二次大戦の勃発へと帰結した。そしてこの大戦は、ソ連を含む全ヨーロッパに拡大され、激烈な攻防戦が展開されたが、43年1月のスターリングラードの攻防戦においてドイツ軍が降伏し、さらに5月、アフリカ戦線で枢軸国側のイタリアが降伏するによよんで戦局の主導権はソ連および連合国側へ移り、45年5月にいたってベルリンの陥落につづくナチス・ドイツの無条件降伏をもって4年有余にわたった大戦はここに終結をみることとなったのであった。⁽¹⁾

これに対し、アジア・太平洋においては、事態はもっぱら、日本の中国に対する武力侵攻と膨脹の形をとってすんだ。いわゆる15年戦争の発端となった満州事変後の翌32(昭和7)年3月に「満州国」建設と日満ブロックの形成を果した日本は、翌33年3月熱河省、内蒙古の制圧につづいて華北作戦を展開して日満ブロックの拡大を果した。しかし日本の華北分離工作は、英米の対中支援、抗日民族戦線の抵抗などからほどなく停滞を余儀なくされ、これを打開すべく日本は、2・26事件後の36(昭和11)年8月「国策の基準」(「対支実行策」8月11日)をもって重要方針を決定し(軍部は軍備増強計画を策定)，ついには37年7月蘆溝橋での日中軍事衝突を契機に日中全面戦争へとのめり込むことになった。しかし日中全面戦争は長期持久・消耗戦の泥沼と化し、この打開をはかる日本は、40(昭和15)年5月「大東亜新秩序の建設」を決定するとともに、日独伊3国同盟を締結(9月)して北部仏印(ベトナム)へ武力進駐(9月)したが、しかしヨーロッパの戦雲に連動した日本の武力南進は、41年12月8日の太平洋戦争勃発へいたらざるをえなかった。太平洋戦争において日本は緒戦に電撃的勝利を収めたものの、42年6月のミッドウェー海戦の敗退を契機に攻勢能力を喪失し、戦局の主導権は連合国側に移ることになった。そして43年9月、日本はいわゆる「絶対国防圏」を決定し体勢のたて直しをはかったが、太平洋、中国、ビルマ・インドの各戦線のいずれでも敗退を重ね、結局、アメリカの原爆投下とソ連の対日参戦との衝撃のなかでポツダム宣言の受諾を決定し、45年8月15日⁽²⁾、ここに敗戦を迎えるにいたったのである。

この間の日本経済は、満州事変後には軍事費の急激な増大と軍備の拡張をも

って景気の回復と重化学工業。軍需工業の発展が促進されるとともに、日中戦争開始以後は、「国家総力戦体制」のすすむなかで戦時統制経済へと移行した。

すなわち概略的には、まず金輸出再禁止後、国家財政は緊縮財政から膨脹財政へと転換され、軍事費の急膨脹を中核とする財政インフレ（日銀引受けによる巨額の公債発行）をとおして景気の回復と重化学工業の発展が促進された。しかし37（昭和12）年6月、近衛内閣は国家の経済的統制の拡大・強化をはかる「財政経済三原則（賀屋・吉野三原則）」を発表し、日中戦争勃発後翌年の「輸出入臨時措置法」、「臨時資金調整法」、「軍需工業動員法」、および「国家総動員法」（38年4月）などの諸法の制定といわゆる「改訂物資動員計画」（38年6月）の発表をもって、時局財政の強化とともに「国家総力戦体制」・戦時統制経済へ移行した。のみならず40年12月には「国家総動員法」の改正と同時に「経済新体制の確立要綱」を発表し、経済機構全体を国家権力のもとに集中しその強化をはかるものとなつた。

こうしたなかで軍需産業を中心とした大企業は、独占を強化させ、とりわけ重化学工業においては、満州事変後の新興財閥のより一層の発展と同時に既成財閥の独占がすすみ、組織的にも強化されることとなつた。

そして太平洋戦争勃発後、政府は、「財政金融基本方策」（41年7月）に基づき軍事費の優先的確保（重要国策）などをもりこんだ資金措置を講ずるにいたつたが、しかしこの措置は財政の規模を飛躍的に増大させたものの、これに未曾有の消耗戦への軍事費が相乗して、財政インフレをさらに激化させることとなつた。⁽³⁾

ともあれ43（昭和18）年、戦局が守勢に転じたのを契機に政府は、重点産業の拡充、産業政策の一元化をはかるべく軍需省を設置し、これに軍需工業全般の行政権を与えた。かくして軍需生産は、大企業への重点的配給のもとで推進されることとなつたが、戦局の推移に伴う激烈な消耗の末に戦時統制による物資力もしだいに枯渇し、結局、日本経済はここに國力・戦争遂行能力を喪失し、ついに全面的な崩壊の過程をすすまざるをえなかつたのである。⁽⁴⁾

一方この間の対外経済関係についてみれば、まず金輸出再禁止後、低為替政策と貿易出超（綿製品を中心）によって輸出入貿易は、世界恐慌以前の水準に立ち戻つたものの（34年）、軍需資材の輸入の増加（「満州国」建国など）にともない、

36(昭和11)年には逆調に転じ、それが加速される傾向にあった。そして日中戦争勃発後、輸出入ともいったん激減したが、その後輸出振興策を反映して今度は出超に転じる、というように激しい変動状況におかれた。さらに太平洋戦争勃発後には、輸出入貿易は再び激減し、政府は貿易統制・新為替政策をもってこれに対応したが、欧米第3国貿易の途絶をうけて、ここでは貿易は円系通貨圏および南方占領地域のみに限定されざるをえないこととなった。しかし、とりわけ南方資源の開発については、さまざまな困難に逢着すると同時に、西太平洋地域で敗戦を重ねる局面では制海・制空権を奪われ、日本本土への輸送は事実上の途絶状態に追い込まれざるをえなかった。

[注]

- (1) W. Arthur Lewis, *Economic Survey 1919—1939*, London, 1949, 石崎昭彦・森恒夫・馬場宏二共訳『世界経済論——両大戦間の分析——』(新評論, 1969年), 64~94頁。
- (2) 榎西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の没落IV』(東京大学出版会, 1964年), 915~927頁。
- (3) 大蔵省昭和財政史編『昭和財政史 第四巻』(東洋経済新報社, 昭和30年), 46~64頁。
- (4) 以上, B. J. コーヘン著, 大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済 上巻』(岩波書店, 1950年), 第2章, 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』(岩波書店, 1971年), 263~275頁, 東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会2 戦時日本経済』(東京大学出版会, 1979年), 第5章などを参照。

2 中小企業の再編成問題

上記のような過程のなかで、中小企業は事業の転廃業、整備・合同、労務転換などの再編成問題に直面せざるをえないこととなった。

すなわち金輸出再禁止後、円為替の低落と大陸侵攻政策にともなう財政インフレの進展するなかで、日本経済は輸出産業および軍需産業を中心に好転にむかひ、中小企業においては輸出関係工業が同様に好転するとともに、これが内需向け工業部門へと波及し、この間深刻化してきた中小企業問題はひとまず緩

和されることとなった。

しかしこうした日本の輸出の突出は列国のソウシャル・ダンピング非難、日貨排斥運動を激化させることとなり、その結果輸出は減退し、したがって輸出関係工業も次第に萎縮を余儀なくされることとなった。またこの間「国策の基準」にそった時局産業拡大にともない、大企業の下請に組み込まれる中小工業が続出し、ここに新たな中小企業問題を惹起させることとなった。

日中戦争勃発後輸出関係中小工業は、中国との貿易の途絶から操業短縮・経営難を強いられることとなったが、これに加えて政府のいわゆる「財政経済三原則」が打出されたため、内需向け中小工業を含めて貿易需給統制に遭遇し、物資・資金の両面から打撃をこうむることとなった。また政府は、日中全面戦争に備えて軍需生産の拡大、国際収支の維持をはかるべく体系的な物資の需給統制（「改定物資動員計画」「生産力拡充基本要綱」など）を打出し、実施に移すこととした。この結果、軍需・輸出関係部内の強化がはかられると同時に、直接これと関係しない中小工業は事業の転換を不可避とされることとなり、ここに事業の転廃業という新たな問題に直面するにいたった。このため政府は38（昭和13）年9月、商工省に転業対策本部を設置し、この問題に対応することとしたが、設備・技術上の問題、さらには転業を望まない多数の工場主の存在などによって、この転業対策はほどなく行詰ることとなった。

しかしその後の英米列国との貿易の消滅、「日独伊3国同盟」の成立という情勢のなかで政府は戦時統制の強化（配給統制・消費規制など）をはかることとなり、この転廃業問題はさらに深刻さを増幅することになった。これに対して40（昭和15）年9月政府は、「経済新体制要綱」の発表につづいて翌10月「中小商工業ニ対スル対策」（閣議決定）を決定し、この方針にそって中小企業の整理・合同、業主の労働者化など中小企業の再編成をはかり、当面の問題を一挙に解決することとした。この場合政府は、国内の軍需生産の向上をはかるにあたって中小企業が阻害的要因となっていることを指摘する一方、中小企業の維持育成、それの困難な場合の自主的な整理・合同、円滑な転換助成の基本方針を新たに打出し、ここに政府の中小企業の整備総合政策が明確化され、中小工業にとっては新たに整理・合同、労務転換の問題が生ずることになった。⁽¹⁾

そして太平洋戦争開戦後には、政府は重点主義政策の方針に基づき「企業許可令」、「物資統制令」、「労務調整令」、さらに「企業調整令」(勅令)などを制定し、企業整備の法的措置をはかった。これをもって政府は、重点主義方式による産業の増強と配給の円滑化をすすめる一方、中小商工業対策として42(昭和17)年2月「中小商工業者の整理統合および職業転換に関する基本方針」を発表し、つづいて翌3月企画院に「中小商工業再編協議会」を設置し、中小商工業の再編成および軍需部門における労働力の確保をすすめ、ここに中小企業の整備・合同政策が備されることとなった。

ともあれ、42年6月のミッドウェー海戦の敗退を契機に守勢に転じた戦局のなかで、政府は昭和43年6月「戦力増強企業整備要綱」(重点産業以外の中小・大企業の労働力および設備の強制提供)につづいて9月「国内態勢化方策」を発表し、行政機構の大改革を断行した。この改革により所轄機構がすべて軍事行政機構(中小工業の場合、軍需協力工業)に吸収されることとなった中小工業は、この間の整理・合同、労働力の動員などの問題も、またその存立の意義すらも喪失することとなったのである。⁽²⁾

[注]

- (1) 桶西他『日本資本主義の没落III』(東京大学出版会、1963年), 623~624頁, 由井常彦『中小企業政策の史的研究』(東洋経済新報社、昭和39年), 321~349頁。
- (2) 以上、通商産業省『商工政策史 第12巻 中小企業』(商工政策史刊行会、昭和38年), 231~251頁、桶西他、前掲『日本資本主義の没落IV』, 1202~1203頁、由井、上掲書, 353~359頁、塩田咲子「戦時統制経済下の中小商工業者」(『体系・日本現代史 第4巻 戦争と国家独占資本主義』日本評論社、1979年)などを参照。

第II章 工業組合の統制機関化と制度金融

1 下請・工業組合の統制強化と制度金融

以上のような中小企業問題に対して政府は、基本政策としては組合制度をもって対応することとし、工業組合、下請工業組合の設立を促進し、資金融資、

金融助成にあたることとした。

すなわち再禁止後の軍需産業、輸出産業の活況にもとづく日本経済の回復、とりわけ統制指導のもとでの輸出関係中小工業の復興をみてとった政府は、この組合制度の統制機能（自治的な統制の勧奨・普及）をもって中小工業問題の解決をはかることとし、工業組合の組織化および資金融資。金融助成を促進することとした。まず33（昭和8）年3月政府・商工省は、「工業組合法」を改正（第2次改正、法律第20号）し、工業組合の統制機能を一段と強化・整備する一方、これらの担当機関として「工業組合中央会」の法制化をはかり、工業組合の行政方針を大幅に転換することとした。この方針にそって工業組合の機能整備がすすめられたが、これによって統制事業の一層の強化がはかられる一方、協同事業・組合信用はきわめて不振であった。そこで政府・商工省は、時局を反映させて基本的な生産力の増進をはかる必要から、協同事業の強化と同時に資金融資、金融助成（第1・2表）を促進することとした。その結果、33～35年にかけて工業組合の設立は、第3表のごとく輸出関係中小工業、国内向中小工業を中心として急速にすすんだ。

しかし輸出関係中小工業は、組合の自治統制に基づき業界の安定、過当競争の防止、輸出増進等をすすめたものの、33年以降世界経済のブロック化の進展と欧米列国の日貨排斥運動の影響から輸出産業が萎縮するにいたった。そこでさらに新たな統制（生産制限・販売統制）が打出され、とりわけ36（昭和11）年2月の2・26事件後にはこれに統制令（「工業組合法」第8条）が加えられ、統制指導が強化されることになった。しかし、一方の協同事業は推進されたものの成果が得られず、不振をつづけた。⁽¹⁾

またこの間国内向け産業は、重化学工業を中心とした軍需関連産業において生産を激増させ、これを反映して軍需関連工業に下請中小工業が群生することとなり、これが産業構造に変化をもたらすと同時に、中小工業においても新たな問題が生じることとなった。こうした情況をうけて商工省は、35（昭和10）年10月「地方工業化委員会」を発足させ、「地方工業化」政策（地方工業振興政策）の一環として下請工業助成策を検討した結果、組合制度を活用して地方中小工業を工業組合に組織し、同時に地方庁をとおして軍需品の集団的な下請受注を

第1表 内地地方資金の資金別融通予定額および実績額（昭和7～11年度）

(単位：千円)

年 度	昭和7年度		昭和8年度		昭和9年度		昭和10年度		昭和11年度	
	予定額	実績額								
公共団体普通事業資金	20,000	17,530	25,000	21,436	50,000	43,162	50,000	45,277	56,000	51,354
各種組合普通事業資金	20,000	17,266	15,000	13,158	15,000	10,464	15,500	10,085	16,000	10,796
社会事業関係資金	52,600	50,379	38,200	35,733	30,500	28,132	25,500	23,463	19,500	19,167
都市計画及土地区画整理事業資金	—	—	9,000	7,765	14,000	12,557	10,000	9,098	9,000	8,531
農村振興関係資金	42,712	34,006	80,540	62,919	51,020	40,007	—	—	4,500	2,163
農地関係資金	2,500	—	4,000	4,000	5,500	4,500	—	—	4,500	4,458
罹災地中小商工業復興資金	—	—	—	—	15,000	6,469	—	—	—	—
中央卸売市場建設資金	—	—	3,500	3,500	—	—	—	—	—	—
国際観光ホテル建設資金	450	450	1,250	1,150	2,750	2,750	—	850	850	—
機械製塩設備資金	—	—	—	—	—	—	—	—	980	730
東北興業株式会社株式払込資金	—	—	—	—	—	—	—	—	3,750	3,750
短期応急資金	70,000	37,928	149,000	60,056	78,000	31,172	30,000	18,569	48,000	25,819
災害資金	14,000	12,052	18,800	14,809	96,400	73,832	115,762	98,090	56,500	49,325
農村負債整理資金	—	—	40,000	29,533	—	—	—	—	—	—
政府補償金融流通資金	125,000	69,298	—	—	—	—	25,000	17,109	—	—
高利債券	9,750	7,746	32,500	23,148	11,100	5,697	16,100	13,027	10,100	8,653
長期借換及債務償還關係資金	65,000	24,510	25,000	7,760	18,000	7,508	103,500	69,677	—	—
その他資金	18,508	18,508	29,616	29,616	8,024	8,024	8,048	8,048	26,435	26,435
計	440,520	289,644	471,406	314,581	395,294	274,275	400,260	313,294	255,265	211,181

(注) (1)大蔵省昭和財政史編『昭和財政史 第十二巻』(東洋経済新報社、昭和37年) 262～263頁。

(2)原資料は大蔵省編「大蔵省預金部統計書」

第2表 工業組合に対する資金助成(昭和5~11年度)

	共同設備補助		事業資金融通	
	交付組合数	交付総額	交付組合数	交付総額
昭和5年度	12	(円) 186,200	6	(円) 185,000
昭和6年度	26	299,000	8	1,020,000
昭和7年度	22	161,700	15	555,000
昭和8年度	30	291,200	13	865,000
昭和9年度	23	226,000	21	764,500
昭和10年度	35	189,500	27	882,000
昭和11年度	28	145,520		

(注) (1)由井、前掲書、316頁。

(2)原資料は商工省工務局「工業組合ニ対スル助成」(昭和12年1月)。

第3表 戦時下における工業組合の趨勢

年 度	組 合 数	組 合 員 数	出 資 総 額
			(千円)
1931(昭和6) 年度	152		11,369
1932(昭和7) 年度	212	16,919	
1933(昭和8) 年度	344	23,831	14,874
1934(昭和9) 年度	513	40,950	19,220
1935(昭和10) 年度	662	53,793	22,924
1936(昭和11) 年度	850	68,537	25,924
1937(昭和12) 年度	1,173	88,354	30,935
1938(昭和13) 年度	1,856	170,548	47,549
1939(昭和14) 年度	4,417	248,105	71,846
1940(昭和15) 年度	6,570	436,610	117,035
1941(昭和16) 年度	8,564	571,410	153,079
1942(昭和17) 年度	5,547	596,350	166,240

(注) 商工省工務局編『工業組合概況』(各年度) より作成。

第4表 下請工業の資金助成（昭和12年度）
(単位：円)

	助成金額
地方職員設置補助（30県分）	187,500
製品検査器具機械設備費補助（30県分）	252,000
見本製作費補助（30県分）	120,000
下請工業助成事務費	10,000
合 計	569,500

(注) 商工省工務局『下請工業組合調査』(昭和13年3月)

斡旋し、ここに地方統制工業の育成をすすめることとした。そして、商工省はこれを36年から実行に移すこととし、当年度予算に「下請工業助成に要する経費」(82000円)を計上するとともに、これを専任職員の設置、検査設備に対する補助金として交付することとした。

そして36(昭和11)年12月、政府・商工省はこの助成計画を全国的に拡大させるため「下請工業助成計画要綱」を発表し、この方針にもとづいて次年度から実施することとし、32府県に対して補助金(専任職員設置、製品検査、機械設備、見本品製作など)を交付し(第4表)、同時に下請工業組合の助成(組合の共同施設及び共同仕入のための融資)を開始した。これらの助成策は、地方工業の軍需関連中小工業への転化を一段と促進させ、他方で下請関係工業組合の設立をも加速させるものとなった。⁽²⁾

ともあれこの下請工業の助成は、日中戦争勃発後の戦時体制の強化と翌38年の国家総動員体制のもとに生産拡充計画が実施されるにともなって軍需産業が一層増強され、ここに中小工業の転廃業問題が登場し、これに対する転廃業政策の一部に組み込まれることとなった。

〔注〕

- (1) 通商産業省、前掲書、137~140頁。
- (2) 以上、藤田敬三『下請制工業』(有斐閣、昭和18年)、384~385頁、由井、前掲書、252頁参照。

2 工業組合の統制機関化と制度金融

日中戦争勃発後、政府は新たな中小企業問題に対して従来どおり組合制度をとおして対応することとし、組合の設立および資金融資、金融助成にあたることとした。

すなわち日中戦争開戦直後の37(昭和12)年8月、政府は「工業組合法」を改正(第3次、38年4月第4次改正)して中小工業の戦時統制の整備をはかり、さらに38年6月の「改訂物資動員計画」の設定をもって経済活動全分野にわたって国家の物資統制の強化をはかることとした。そして中小工業に対する対策においては、従来どおり組合制度を活用することとしたが、組合になお新たに配給統制の組織化がはかられることとなった。これは組合本来の中小商工業振興組織としての機能を後退させると同時に、原材料配給統制のための配給組合(戦時配給統制機関)としての機能を濃厚にし、組合に対する行政官庁の権限を強化するものとなった。かくしてこの物資動員計画が実施に移されると、軍需・輸出に直接関係しない産業諸部門においては中小工業の転廃業が続出することとなった。これに対して政府は、商工省・転業対策部(同様に厚生省に中央失業対策委員会)をとおして、これらの事業困難な中小工業者の軍需品、輸出品、代用品の各産業への転業指導を行う一方、他方で組合制度をとおして組合的転換をはらせ、工業組合の結成が不便な場合は工業小組合を組織化し、戦時生産力拡充に協力させることとした(第5表)。この際政府は、道府県、工業組合をとおして転業対策費を補助することとし(第6表)、これが転業実施にあたって必要とする職員(嘱託・中央商工相談所員など)の経費の一部および下請助成の補助金(見本品製作、受託斡旋、技術指導等の経費)に向けられた。⁽¹⁾

そして太平洋戦争前夜の40(昭和15)年10月、政府・商工省は先述の「中小商工業ニスル対策」を発表し、この転廃業政策に代えて新たに整理・合同および労務転換対策をすすめることとした。これに対して翌月、商工省は業種別に整備・合同の具体的方針および労務者への転業助成策を発表し、この対策を本格的に開始することになり、整理・合同によって離職を余儀なくされた業主・従業員には、重点産業そのほかの労務者としての更生に助成措置(国民職業措置

第5表 内地地方資金融通一覧表（昭和12～17年）

(単位：千円)

資 金 別	昭 和 12		昭 和 13		昭 和 14		昭 和 15		昭 和 16		昭 和 17	
	予定額	実績額	予定額	実績額								
公共団体組合	60,000	48,072	50,000	48,318	105,000	103,260	145,000	138,789	150,000	145,005	220,000	81,998
各業種事業会社	14,700	9,980	14,300	12,774	26,600	19,310	30,000	16,939	20,000	17,754	20,000	4,194
都市計画及土地区画整理事業	13,500	8,089	15,000	15,000	30,000	29,500	36,000	35,575	67,000	65,550	57,000	12,148
農林振興関係	7,000	3,117	3,000	2,652	3,000	2,741	—	—	—	—	—	—
中小商工業振興・販換資金及中小商店振興資金	6,750	2,350	6,000	1,648	4,730	859	5,000	409	3,000	518	—	—
国際機械製造業	10,000	10,000	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	8,948	—	—	10,000	0
東北興業株式会社	550	550	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短期災害	1,640	1,640	3,500	3,482	2,610	2,609	—	—	1,960	1,386	1,630	0
地元の利害関係	—	—	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	—	—	—	—
農村高利貸の負債	26,500	19,197	32,030	21,836	31,000	25,422	50,000	35,870	32,000	25,127	53,000	32,152
その他の資本	40,000	40,000	40,000	8,000	8,090	11,240	11,240	49,156	49,156	82,150	82,150	5,473
計	237,640	190,210	240,670	210,890	322,930	280,957	370,706	311,824	426,110	376,775	387,103	36,507

(注) (1)大蔵省昭和財政史編、前掲【昭和財政史 第十二巻】資料II 総計40~41頁。

(2)原資料 大蔵省編「大蔵省預金部統計書」

第6表 工業組合共同施設費補助

(単位：円)

年 度	共同施設費	(臨時) 共同施設費	貸与共同 設備設置費	(臨時) 小組合 共同設備設置費	総 額
1937(昭和12)年度	257,000				275,000
1938(昭和13)年度	1,875,000	2,578,600			4,453,600
1939(昭和14)年度	137,500	4,200,000	750,000	450,000	5,537,000
1940(昭和15)年度	137,500	3,806,919			3,944,419
1941(昭和16)年度	100,000				100,000

(注) 通商産業省「商工政策史 第12巻 中小企業」(商工政策史刊行会, 昭和38年) 270頁より作成。

所・国民勤労訓練所・国民更生金庫)が講ぜられた。さらにまた41(昭和11)年1月、商工省は「中小商工業者ノ転廃対策要綱」(次官通牒)をもって廃業者に残存の組合員から補助(資産の引取、給付金の支払いなど)を実施するよう指示した。

しかし、こうした組合制度をとおした中小工業の整理・合同および労働力強化対策は、制度として整理されたものの、中小工業者のこれに対する反応はきわめて低調で、したがって業主の労務者化も容易にすすまなかった。⁽²⁾

ところで政府は、この間の組合制度を活用した統制。諸対策が不調に終始したため、これを解決すべく41(昭和16)年10月統制会を設立し、これを中心に物資の配給制を行う方針に切りかえたが、結局十分な成果が得られなかつた。そこで43年3月、政府は各種の組合制度の全面改革を断行し、ここに「工業組合法」をはじめ「商業組合法」、「重要物産同業組合法」はすべて廃止されることとなり、新たに「商工組合法」(法律第53号、7月20日施行)が制定されることになった。ともあれこのようにして「工業組合法」は18年有余の中小工業の基本法としての歴史を終え、戦時国防体制へ編入されることとなつたのである。⁽³⁾

〔注〕

(1) 以上、森喜一『日本中小産業の構造』(白揚社、昭和15年)、418~423頁、豊田雅孝『産業国策と中小産業』(東亜政経社、昭和17年)、380~384頁、藤田、前掲書、389~393頁など参照。

(2) 豊田、上掲書、414頁、通商産業省、前掲書、318~323、345~354頁。

(3) 由井, 前掲書, 353~356頁.

第III章 大蔵省預金部における中小企業特別制度金融

1 時局匡救対策と中小企業特別制度金融

先にみたように政府は、中小企業問題に対して基本的には組合制度の活用をもってあたったが、この間の時局匡救対策として大蔵省預金部の資金を応急的・緊急的に融資、金融助成することとした。

すなわち世界恐慌下で苦しむ中小商工業者の救済融資を本格的に実施するため、大蔵省は商工省との協調のもとに31(昭和6)年12月「中小商工業者等産業資金」(32年2月~35年3月, 3000万円, その後32年3月・8月, 34年5月にそれぞれ1000万円の合計3000万円が追加され、総計6000万円)として預金部資金を特別融資することを決定し、これをただちに実施に移すこととした(第7表)。この資金は、興業銀行・勧業銀行・農工銀行・北海道拓殖銀行・産業組合中央金庫、これに新たに工業組合・輸出組合・信用組合・普通銀行が加わり、これらの機関を経由して工業組合および輸出組合に加入する中小商工業に対して融資されることになっていたが、経由機関の敬遠(償還問題など)のため貸付けはきわめて不振であった。こうした情況のなかで中小商工業者の金融難は、一段と深刻の度を深めることとなった。

かくして大蔵省は、この対策として一連の中小商工業金融緩和施策を打出すこととした。

まず31(昭和6)年12月大蔵省は、商工業の組合団体に対してすでに決定されていた「高利債借換資金」(31年12月~37年3月, 325万円)を適用し、これを工業組合、輸出組合、商業組合の高利債の借換資金として融通することを決定した。これにつづいていわゆる5・15事件後の32年8月、大蔵省はこの間の深刻な不況下において時期のせまる負債および元利支払(既に融された預金部資金)のため、苦境に陥った中小商工業者の負担の軽減をはかるべく「中小商工業関係元利支払資金」(32年8月~35年3月)を決定し、ただちに実施に移すこととした。

第7表 預金部資金運用(目的別)

年 度	國債証券			一般会計及 特別会計貸付 特許会計貸付			地方資金			特殊銀行・企 事業資金			特別貸付金			外國国債証券			在外資金			(当座預金)			現 金			其 他			合 計					
	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%						
昭和元年度(1926)	417,623.4	215.7	13.8	549.7	30.8	—	—	292.3	16.4	11.0	0.6	155.3	8.7	75.6	4.2	37.4	2.1	1,781.7	100																	
昭和2年度(1927)	485,321.7	257.1	11.5	717.5	32.1	—	—	289.7	13.0	11.1	0.5	105.8	4.7	329.9	14.8	36.6	1.6	2,232.9	100																	
昭和3年度(1928)	581,723.8	327.6	13.4	939.6	38.5	—	—	282.1	11.5	11.1	0.5	65.3	2.7	183.1	7.5	53.3	2.2	2,443.7	100																	
昭和4年度(1929)	771,927.8	363.2	13.1	1,020.2	36.7	—	—	276.6	10.0	11.1	0.4	133.5	4.8	149.5	5.4	51.8	1.9	2,777.7	100																	
昭和5年度(1930)	888,528.6	475.0	15.3	1,168.4	35.7	21.3	0.7	228.9	7.4	11.1	0.4	107.6	3.5	150.5	4.9	50.7	1.6	3,101.9	100																	
昭和6年度(1931)	1,019,820.8	475.9	13.9	1,376.1	40.2	34.7	1.0	228.4	6.7	11.1	0.3	136.8	4.0	101.3	3.0	38.3	1.1	3,422.3	100																	
昭和7年度(1932)	1,137,131.6	393.2	10.9	1,604.0	44.6	2.2	0.1	225.4	6.3	11.1	0.3	4.7	0.1	170.6	4.8	47.4	1.3	3,595.6	100																	
昭和8年度(1933)	1,566,539.6	103.6	2.6	1,789.5	45.2	66.6	1.7	225.1	5.7	11.1	0.3	6.7	0.2	143.7	3.6	43.7	1.1	3,356.1	100																	
昭和9年度(1934)	1,717,641.2	91.2	2.2	1,850.8	44.4	55.1	1.3	219.5	5.3	11.1	0.3	2.5	0.1	176.4	4.2	42.0	1.0	4,166.1	100																	
昭和10年度(1935)	1,790.141.1	88.8	2.0	1,917.8	44.7	58.0	1.4	213.7	4.9	20.7	0.5	0.3	0.0	202.2	4.6	34.0	0.8	4,356.5	100																	
昭和11年度(1936)	2,133.944.6	83.9	1.8	1,997.3	41.7	195.6	4.1	196.2	4.1	50.6	1.1	0.2	0.0	100.7	2.1	31.3	0.7	4,789.7	100																	
昭和12年度(1937)	2,796.050.9	81.4	1.5	2,050.4	37.3	144.2	2.6	192.1	3.5	75.4	1.4	1.0	0.0	123.4	2.3	28.3	0.5	5,402.3	100																	
昭和13年度(1938)	3,686.557.7	89.8	1.4	1,989.9	31.1	247.3	3.9	186.0	2.9	85.2	1.3	0.2	0.0	99.1	1.6	7.9	0.1	6,391.9	100																	
昭和14年度(1939)	5,437.464.1	88.7	1.1	2,125.0	25.0	687.5	8.1	—	—	95.1	1.1	0.2	0.0	52.8	0.6	—	—	8,486.7	100																	
昭和15年度(1940)	7,411.965.4	110.8	1.0	2,238.4	19.8	1,103.6	9.7	—	—	129.7	1.2	2.5	0.0	229.3	2.9	—	—	11,326.2	100																	
昭和16年度(1941)	9,743.469.8	103.9	0.7	2,397.5	17.2	1,398.2	10.0	—	—	169.0	1.2	0	0	153.8	1.1	—	—	13,965.8	100																	
昭和17年度(1942)	12,865.571.0	146.8	0.8	2,429.3	13.4	2,450.4	13.5	—	—	188.7	1.0	—	—	41.1	0.2	3.5	0.0	18,125.2	100																	
昭和18年度(1943)	20,266.572.5	177.0	0.6	2,074.7	7.3	5,176.7	18.5	—	—	200.0	0.7	—	—	44.3	0.2	2.3	0.0	27,941.4	100																	
昭和19年度(1944)	32,405.174.1	1,145.5	2.6	2,392.6	5.5	7,219.8	16.5	—	—	200.0	0.5	—	—	343.4	0.8	1.2	0.0	43,707.5	100																	
昭和20年度(1945)	45,481.269.1	1,323.8	2.0	3,220.3	4.9	9,386.5	14.3	—	—	200.2	0.3	—	—	6,145.5	9.4	—	—	65,757.6	100																	

(注) (1)宮本憲一「昭和恐慌と財政政策」(川合一郎他編『講座日本資本主義』第三卷、1968年) 226頁。

(2)原資料は大蔵省昭和財政史編『第十二卷』(東洋経済新報社、昭和37年)

そしてさらにこの間の中小商工業救済施策の要求運動に対応して32年7月に商工省が、「中小商工業救済二大方針」(金融対策と自治統制の強化拡充策)の策定につづいて翌月「中小商工業救済施策要綱」を発表・提示したのをうけ、大蔵省は「中小商工業者の元利支払および償還期限延期資金」(200万円)を決定し、これをもってこの間の元利金の支払および延滞金の整理にあてることとした。⁽¹⁾

他方32(昭和7)年8月商工省は、時局匡救政策の一環としてこの「中小商工業者等産業資金」の融通制度を改正することとし、また改正にあたり「道府県・⁽²⁾六大都市中小商工業融資損失補償制度」(32年8月～37年12月)の実施要綱を決定し、地方庁に対してこの損失補償制度を積極的に勧奨することを強く要請した。かくしてこの融資制度改正後は、経由機関も積極的に資金の貸出に応ずることとなり、この結果ようやく輸出関係、軍需関連の中小商工業において活況に転じ、中小企業向けの低利資金の消化を促進させると同時に、預金部資金の貸付を増大させることとなった(第8表)。しかし、この資金の融通内容をみてみると、融資先は「京浜地方」で、かつその大半が「中規模以上」の企業であり、本命とした恐慌に苦しみ救済を期待した小規模商工業への融資はきわめて不振であった。

なおこのほかに34年に災害が頻発し、被害をこうむった中小商工業および各組合の復興対策として大蔵省は、11月「罹災地中小商工業者復興資金」(34年11月～35年6月、1500万円)を決定し、特別低利で融資することとした。この際、4府県1市(岡山県・大阪府・京都府・京都市・兵庫県)が損失補償制度を実施したのに対し政府は、災害復興対策の一つとしてその補償金に対して再補償することを決定し、これを35年に実施に移すこととした。⁽³⁾

ともあれ、この間の中小商工業の対策にみられるごとく、これらの特別融資は、応急的・緊急的に決定されたもので資金的・制度的にも不徹底な、いわば政治的妥協の産物ということもあって、その成果も不振を余儀なくされたことは否めないところであった。

第8表 府県市損失補償制度による貸付実績（昭和10年3月末）
(単位：円)

資金別 府 県市別	中小商工業者 等産業資金 (カツコ内は 組合事業資金)	金融機関の自己資金	計
東京府	4,476,943	547,385	5,024,328
東京市	1,771,852	172,800	1,944,651
大阪府	670,590 (商22,000)	2,838,601	3,531,191
兵庫県	1,640,500	1,206,335	2,846,835
神奈川県	314,744	5,835	320,579
横浜市	630,587	—	630,587
新潟県	750	234,617	235,367
京都府	6,680	252,887	259,567
京都市	33,000	45,980	78,980
山梨県	14,200	217,092	231,292
愛知県	124,665 (工10,000)	366,465	501,130
名古屋市	293,425 (工165,880)	1,646,843	2,106,148
埼玉県	139,000	83,779	222,779
鳥取県	114,770	—	114,770
岡山县	25,145	132,720	157,865
茨城县	94,300	119,350	213,650
福岡県	75,550	353,760	429,310
島根県	—	97,400	97,400
山口県	58,519	28,620	87,139
和歌山县	212,100	22,500	235,600
愛媛県	95,167	88,310	183,477
栃木県	70,150 (工80,000)	54,830	204,980
鹿児島県	—	4,850	4,850
滋賀県	145,700	1,850	147,550
広島県	84,572	259,987	344,559
秋田県	43,750	87,890	131,640
熊本県	—	69,000	69,000
三重県	34,760	—	34,760
徳島県	—	21,830	21,830
合 計	11,171,418 (工255,880) (商 22,000)	8,962,516	20,411,814

(注) 入江弘『中小工業の金融問題』(工業組合中央会, 昭和10年) 付表。

〔注〕

- (1) 通商産業省、前掲書、135～136頁。
- (2) 中小商工業資金融通損失補償制度の概要は次の如くである。

一、損失補償の主体は道府県または六大都市とした。これより小規模の地方団体では損失の負担力が小さいので採らなかった。

一、損失補償の客体は銀行、信託会社、工業組合、輸出組合、商業組合、信用組合の中から道府県または六大都市によって指定される金融機関とした。

一、損失補償の対象となる貸付

中小商工業者に対し融通される預金部資金及び金融機関の自己資金。その貸出金の使途については、組合の場合の信用事業資金（反復性のもの）を除き、設備・運転資金全般とし、これに該当する旧債の借替資金も認めたが、当該金融機関からの旧債借替については予め地方長官の承認を受けることを条件とした。また最終借受人は個人、会社、組合で貸付金額は組合の場合無制限、個人、会社の場合の一〇千円以内（但し無担保の場合は五千円以内）とした。なお、年賦または月賦償還の場合、期限を五年以内（一年以内の据置期間を含む）としたので、期限五年を超える預金部資金貸出金は適用を除外された。

一、損失補償の内容

貸出期限後一年を経過しても弁済がない場合に、金融機関の申請により地方長官が損失額の査定を行い補償金を交付するもので、補償限度は各金融機関毎に貸付総額の二割を限度とし、その総損失額の九割以内とした。

一、補償資金として年四分二厘以内、償還期限二〇年以内の資金が預金部から融通される。

- (3) 以上、豊田、前掲書、392頁、工藤昭四郎『中小産業金融制度』（森山書店、昭和13年）5～11頁。由井、前掲書、254～261頁、通商産業省、前掲書、135～137、185～187、195～196頁、入江弘『中小工業の金融問題』（工業組合中央会、昭和10年）80～83頁、松崎壽「罹災中小商工業者の金融問題」（『銀行研究』第27巻第5号、昭和9年11月）などをそれぞれ参照。

2 戦時産業対策と中小企業特別制度金融

日中戦争勃発後において政府は、中小企業問題に対して従来どおりの方針でのぞむこととしたのであったが、ここで産業対策の一環として特別に資金融資、金融助成を行うこととした。

日中戦争の勃発にともなう国際情勢の緊迫や経済統制の進展などを背景として、国内向け産業や輸出関係産業の中小商工業者は窮地に陥ることとなった。こうした情況に対応して37(昭和12)年10月、政府は「中小商工業振興資金」(37年10月～43年5月、各年度1000万円)を設定し、ただちに融資することとした(第5表)。この資金は、大蔵省がすでに実施した「中小商工業者等産業資金」の後継資金として融通が決定されていたものの具体的実現であった。なおこの資金融資の実施にあたって商工省は、これまでの「道府県・六大都市中小商工業者資金融通損失補償制度」を打ち切り、新たに「中小商工業者資金融通損失補償制度」を採用することとした。そしてこの新制度においては、補償限度の拡充・強化に加えて国の再補償(5000万円を限度として)が組み込まれることとなった。また商工省は、この新制度の設立を契機に損失補償の適用のいかんにかかわらず、この「中小商工業振興資金」を融資することとした。しかし37年9月の「臨時資金調整法」の制定後この資金は、一転して戦時に必要な軍需関連および輸出関係向けを優先するように改められた。のみならず、中小商工業者を戦争経済に再編入すると同時に、これを積極的に軍需生産の拡大に協力させることとした。したがってこの資金は、当初の中小商工業向けの金融対策とは相反し、いまやすでに中小工業一般の金融緩和を意図するものではなかった。⁽¹⁾

ところで、さきにみたように、この間政府の物資統制政策が国内経済全体におよんで、中小企業においては転廃業問題が発生したのは先にみたが、38(昭和13)年10月政府・大蔵省は、これに資金助成をもって対応することとし従来の振興資金とは別途に「中小商工業転換資金」(38年12月～43年5月、2000万円)を設定した(第5表)。この転換資金は、個人と組合の両者に与えられることが建前になっていたが、実際には組合による集団的転業(軍需品産業、輸出品産業、代用品産業等)が優先的に考慮され、その運転資金および設備資金として助成された。かくしてこの転廃業対策は、単に中小商工業の救済にとどまらず、むしろ軍需や輸出関係品の生産に積極的に協力する組合を支援するものとなっていた。なおこの際、商工省は39年7月に「中小商工業転換資金融通損失補償制度要綱」を決定し、集団的転業者に対する資金助成を積極的にすすめるべく府県および国庫負担の損失補償制度を適用するなど大幅な金融措置を講ずることとした。

そして41(昭和16)年12月、太平洋戦争の勃発を契機にこうした転廃業政策は、企業整備・合同、労務転換に切りかえられることとなり、したがってこの資金はその役割を終えた43(昭和18)年5月、中小商工業振興資金ともども廃止されることとなった。⁽²⁾

かくして悪化する戦局のもとで政府は、緊急な超重点主義生産の実現に向けて「戦力増強企業整備要綱」の発表につづいて「企業整備資金措置法」を制定し、戦時産業統制の一層の強化をはかるとした。これに対応して43年5月、大蔵省はすでに廃止が決定された「中小商工業振興資金」と「中小商工業転換資金」を統合させた「中小工業者金融疏通資金」(43年5月～)を新設することとした(第9表)。この疏通資金は、生産の拡充・円滑なる配給の遂行・転廃業への共助金の供出などの実施にあたって、資金難に陥った残存の中小商工業者および組合に対して、資金援助することとしていた。しかしこの場合においても同様に、軍需関連企業はともかく中小企業一般への融資は期待すべくもなく、いざれにせよ軍需優先の資金援助が終戦まで存続することとなったのである。⁽³⁾

〔注〕

- (1) 以上、豊田、前掲書、386頁、藤田、前掲書、383頁、大蔵省昭和財政史編、前掲『昭和財政史 第十二巻』415頁、由井、前掲書、324～325頁などを参照。
- (2) 豊田、上掲書、388～389、393頁、藤田、上掲書、393、400頁、通商産業省、前掲書、288～293頁、大蔵省昭和財政史編、上掲書、461頁。
- (3) 大蔵省昭和財政史編、上掲書、503頁。

結語

以上、日中・太平洋戦争期における中小企業制度金融は、経済の軍事化をすすめる日本資本主義の要請にこたえて、大蔵省預金部の資金融資および金融助成を中心に行開かれることとなった。

すなわち、この間展開された時局匡救および戦時統制のなかで生じた金融難、転廃業、整理・合同および労務転換などの中小企業問題に対して政府は、基本的には組合制度の活用をとおして政府の資金融資および金融助成をすすめるこ

第9表 地方資金計画（昭和18～20年度）

(単位：千円)

資 金 别	昭和18年度	昭 和 19 年 度		昭 和 20 年 度	
	最終計画	当初計画	最終計画	当初計画	最終計画
地方公共団体事業資金	317,500	300,000	400,000	150,000	—
公共組合等事業資金	36,500	40,000	40,000	70,000	—
外地普通地方資金	20,500	22,000	22,000	20,000	—
自作農創設維持資金	50,500	80,000	80,000	80,000	—
朝鮮増米資金	10,380	17,600	17,600	27,000	—
農村負債整理資金	5,500	3,000	3,000	—	—
農業運転資金	80,000	20,000	20,000	—	—
中小商工業者金融疏通資金	17,300	15,000	15,000	—	—
労務者住宅建設資金	51,000	20,000	20,000	—	—
育英資金	800	3,000	3,000	4,700	—
災害関係資金	18,200	20,000	20,000	60,000	—
厚生保険関係福祉施設資金	10,370	23,000	23,000	33,000	—
朝鮮簡易生命保険及郵便年金関係公共資金	38,950	52,400	52,400	62,000	—
在外学校建設資金	10,000	5,000	5,000	—	—
戦時緊急地方資金	—	—	—	500,000	—
合 計	667,200	621,000	721,000	1,006,700	—

(注) (1)大蔵省昭和財政史編、前掲『昭和財政史 第十二巻』502,504頁より作成。

(2)原資料は、『第九十一回預金部資金運用委員会議事録』。

とした。しかしその実施内容は、当然、軍需関連企業向けが大半を占め、このほかの企業、とりわけ一般の中小企業向け融資はきわめて低調であった。かくして大蔵省は、この対策として預金部資金をもって応急的・緊急的に特別融資・助成を決定し、中小企業の救済融資・転換融資・金融助成をはかったが、この場合も軍需関連企業を優先するものとなり、結局中小企業一般には容易に向けられることはなかった。

以上のようにこの間の中小企業制度金融は、日中・太平洋戦争という戦時体制のなかで、軍需生産拡充方針にもとづく日本資本主義の要請にこたえ、再編成問題に遭遇した中小企業に対し、預金部資金を中心に融資・金融助成が実施に移されたが、制度金融とはいえる結局、それは戦争遂行のための国策に沿った金融助成という国家的統制資金にほかならなかつたといえよう。